

平成 19 年第 3 回定例会(第 2 日 9/10)

15 時 08 分開議

●副議長(野田剛彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 の質疑を継続します。

長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 市政会で 4 年間のブランクのリハビリをしているところでございます長谷川でございます。きょうの議運で 6 割ぐらい回復したかなと思っているんですけども、この質疑で 7 割、一般質問で 8 割、決算委員会で 10 割の力で頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案に対する質疑なんですけれども、済みません、14 号について一生懸命やろうと思ってたら、先番議員が非常にすばらしい質問をなさいまして、私と私の会派代表の地元であるにもかかわらず、先番議員に一生懸命取り組んでいただいて、感謝を申し上げます。おかげで質問することがなくなってしまいまして、このお礼と言っちゃなんですけれども、我々会派、13 人おりますけれども、先番議員の地元に入って、一生懸命その町の発展のために全員で頑張っていきたいというふうに思ってます。特に私を含め、二宮中の卒業生もたくさんいらっしゃいますし、私も同級生たくさんいるし、ほかの先輩議員も同級生がたくさんいるので、もうぜひぜひ先番議員の地元に入って一生懸命頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

質問することが余りないものですから、3 番目になると、議案質疑ってもう、勉強会と先番議員の質問に対する答弁で大体わかっちゃってきてるんでどうしようかということでございますけれども、せっかくだから、こうやってお時間いただいているものですから、議案の 9 号、これに関しましてご質問をさせていただきたいというふうに思います。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するというふうになっておりまして、これは、関係する人のお話ですと、条ずれを直すだけということみたいな話だったりするようでございますけれども、私は、この学校教育法の一部改正とはいえ、大変重く受けとめております。大変重くとい

うか、非常に重く受けとめておりました、この学校教育法の一部改正、どういうことかということをもまずご説明をいただきたいというふうに思っているんですけれども。この学校教育法の改正全般をご説明いただくと、何か最近の新しい議会のルールによると、質問の時間に対して答弁が長くなっちゃうといけないようですので、特に今回は学校教育法の第1条、この法律の根幹をなす部分だと思っておりますけれども、このことについてご説明をいただきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、議案の14号ですかね、やろうと思ったけど、やめときます。済みません、とりあえずお答えをいただきたいと思っております。

[教育長登壇]

●教育長(石毛成昌) 学校教育法第1条の改正についてお答え申し上げます。

今回の学校教育法の改正でございますけれども、昨年の教育基本法改正の理念を受けたものと思っております。

ご質問の学校教育法第1条は、学校種の順番を規定している条文でございます。

従来は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園となっております。今回の改正で、幼稚園が学校種の最初に位置付けられたわけでございます。

これは、新しい教育基本法第11条に、幼児期における教育の重要性が規定されました。そして、その6条で、心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならないというような学校教育の基本的な役割が規定されたこと。また、中央教育審議会から、幼稚園等施設との連携を明確にし、学校種の規定順を見直すことが望ましいとの答申を受けたものというふうに思っております。

そのようなことから改正学校教育法では、幼児教育と義務教育の連携を推進し、子供の発達段階や学びの連続性を重視するという観点から、幼稚園を最初に規定したものであるというふうに理解しております。

以上でございます。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご答弁ありがとうございました。

今、石毛先生に——済みません、石毛先生、中学のときの体育の先生なもんですから。(笑声)

石毛教育長のご答弁にございましたように、従来は小学校から始まってたんですね。学校とはと。それで、この船橋市においては、幼稚園の扱いが非常に冷たい。学校にあらずみたいな扱いだったんですね。法律も、「及び幼稚園」となっているから、それでいいんだぐらいな感じの扱いであったわけでございますけれども、今回のこの中教審であるとか、教育基本法であるとかというところで、幼稚園の位置付けが最も重要なんだということが明確になったわけでございますけれども、今期は幼稚園の先生をご経験なされた議員さんもいらっしゃるので、これからこの議場でも活発に幼児教育というものが議論されていくことになるんだと思うんですけれども、私はその辺にも期待をしているところでございます。

この義務教育、就学前の子供たちの教育について、ここで大きく位置付けが変わってきたわけでございますけれども、今まで、子育て支援というくくりの中で、これらのことをいろいろと議論がされてきております。議案からしますと、どちらかという関係条例の整理ということでございますので、あんまり外れたくはないんですけれども、これに関連してということでお許しをいただきたい質問なんですけれども、その就学前の子供たちの取り扱いに関して、子育て支援という観点から、船橋市はこの学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理ということで、条文整理、条例の整理をしただけではありますけれども、条例の整理という事務作業のみならず、どういったことをこれからは考えていかなければいけないのかということも、もう多分ご検討いただいていると思いますので、ぜひともその子育て支援という観点からお話を伺いたいというふうに思います。

[健康福祉局長登壇]

●健康福祉局長(須田俊孝) ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

本市におきましては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としてふなばし・あいプランを策定し、種々の子育て支援施策に力を入れてまいりました。

本市の子育て支援施策の基本的な視点は、計画中に示してございますけれども、子育ての第一義的責任は父母等の保護者にあり、家庭は人格形成の上で重要な役割を担っているというふうに明記されております。

子供の健やかな成長のためには、家庭生活に精神的なゆとりを感じられるような施策が必要であり、子育て家庭から子育てに伴う孤立感、子育てに伴う負担感等を取り除き、子育ての喜びや楽しさを感じられるように支援を行う必要があるというふうに考えております。

所管の保育園の保育についてやや具体的に申し上げますと、保育園では、日常生活を送る上で、その経験を通して子供たちがみずから社会性や人間性を身につけられるよう保育を行っております。こうした日々の保育の実践は、養護と教育を一体化させたものであり、保育所における保育の特性となっております。

就学前の時期は、子供の生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で大変重要な時期でございますので、子供が健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整えるとともに、自己を十分に発揮して活動できる教育的な環境を整えていくことが大切であるというふうに考えております。

昨年12月に改正されました教育基本法に幼児期の教育の振興が盛り込まれるなど、現在、就学前の子供に対する教育の充実が課題となっているということから、国におきましても、保育所保育指針の改定に関する検討会を設置し、指針の改定に向けて作業を行っているというふうに聞いております。

今後とも、このような動きを踏まえながら、子供たちが望ましい未来をつくり出す力、よりよく生きる力を培うことができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 済みません、24分も余ってしまっ。

今、福祉局長さんのご答弁ですから、何ていうのかな、就学前の子供の話になると保育園でとか、そういう言葉で、我々は幼稚園は関係ありませんという話。こっちも、今まで幼稚園関係ありませんと言ってたんだけど、とりあえず学校教育法でこういう位置付けになったということでございますので、もうちょっと、何て言うんでしょう、教育委員会と市長部局で一緒になって幼児の教育、義務教育の就学前の子供たちの取り扱いっていうのをもう少し違ったとらえ方で取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほども、ふなばし・あいプランですか、によって、種々の子育て支援施策に力を入れてまいりましたと答弁があったんですけども、これを読ませていただいたんですけども、このあいプランの中を見ると、大分偏っているなというふうに思います。市全体で、この今回の学校教育法の一部の改正で位置付けられた幼稚園というものを含めて、市全体でどういうふうにこれからの子育て支援というものを考えていくかということをお聞かせいただいて、終わりにしたいと思います。

大分時間を余らせてしまいましたけれども、これで質問を終わらせていただきたいと思います。恐れ入ります。

[副市長登壇]

●副市長(平丸藏男) 議案第9号についての第3問目にお答えいたします。

子供たちの健やかな成長はみんなが望むことであり、家庭が果たす役割は非常に大きいものと考えております。

子供たちは、その成長過程において、さまざまな環境、場面を経験しているわけですが、豊かな人間性をはぐくむ上で特に重要な役割を担っているのは、やはり家庭であるものと思っております。

しかし、一方で、現在は核家族化、都市化による家庭の子育て力の低下が叫ばれ、不安感や負担感、孤立感を抱きながら子育てしている方もいらっしゃるわけでございます。

子供たちが親の愛情を一身に受け、健やかに成長していくためには、やはりこうした不安感などを取り除き、本来、子育てがもたらす喜びや楽しさを実感できるような環境を整備していく必要があるものと考えております。

市といたしましても、未来を担う子供たちが元気で健やかに生まれ育つことができる環境の整備・充実を目指し、児童福祉、母子保健、青少年健全育成、家庭教育の推進など、妊娠期から青少年期までの一貫した施策を推進してまいりたいと考えております。

また、今回の教育基本法の改正により幼児期の教育の重要性が規定されたことから、幼稚園教育要領の改定、保育所保育指針の改定作業などが進められていることを受け、今後、これらの状況の変化を本市の施策にどう生かすか考えてまいります。

以上でございます。